

平成 26 年 1 月 15 日付 資産課税課情報第 1 号『租税特別措置法（相続税法の特例関係）の取扱いについて』の一部改正について（法令解釈通達）のあらまし（情報）
 正誤表

訂正箇所	訂正後	訂正前
5 ページ 「被相続人の居住用家屋に 居住していた親族の範囲」の 「(説明)」	・・・(被相続人の相続人(相続の放棄があつた場合には、その放棄がなかつたものとした場合における相続人)に限る。)がない 場合が要件の一つとされている。	・・・(相続の放棄があつた場合には、その放棄がなかつたもの とした場合における相続人を含む。)に限る。)がない場合が要件の 一つとされている。
6、7及び9ページ 「答」の「1 被相続人等の 居住の用に供されていた宅 地等の判定」	被相続人甲の居住の用に供されていた一棟の建物の敷地には、 甲の居住の用に供されていた部分(以下「A部分」という。)・・・	被相続人甲の居住の用に供されていた一棟の建物の敷地には、甲 の居住の用に供されていた部分(以下「A部分」という。)・・・
7 ページ 「問」	被相続人甲は、自己の所有する宅地の上に子丙と一棟の建物を 所有し、・・・	被相続人甲は、自己の所有する宅地の上に一棟の建物を所有 し、・・・
9 ページ 「答」の「1 被相続人等の 居住の用に供されていた宅 地等の判定」	当該一棟の建物は、区分所有建物である旨の登記がされていな いことから、生計を別にしていた乙の居住の用に供されていた部 分についても、・・・	当該一棟の建物は、区分所有建物である旨の登記がされていな いことから、生計を別にしていた丙の居住の用に供されていた部分に ついて、・・・
10 ページ (補足説明の追加)	<p>【参考】 本事例において、相続人である子乙が被相続人甲と生計を一にする 親族である場合にも、丙が取得した乙の居住の用に供されていたB部 分は、措置法令第 40 条の 2 第 4 項の規定により被相続人等の居住の 用に供されていた部分に含まれることから、被相続人の居住の用に供 されていた宅地等に該当するものとして取り扱うことができる。</p> <p>したがって、乙が甲と生計を一にする親族である場合にも、丙が取 得した乙の居住の用に供されていたB部分は、上記「(2) 丙が相続に より取得した部分」と同様に特定居住用宅地等に該当することとな る。</p>	(追加)